



十日町市日本遺産活用事業費補助金

市内のスノウリッチ＊スポットに対して、十日町市の日本遺産ストーリー「究極の雪国とおかまち ー真説！豪雪地ものがたりー」を活用して、市域全体を「究極の雪国」を体感できるフィールドミュージアム化するのに役立つ取組みに必要な経費の一部を補助します。

【注意】令和7年度制度から補助対象事業や条件等に大きな変更があります。
申請前に必ず内容をご確認のうえで、取組検討段階で事前にご相談ください。

補助対象者	市内のスノウリッチ＊スポット			
補助内容	事業種目	概要	補助率	補助上限
	ストーリーを伝えるコンテンツ開発枠	日本遺産ストーリーを観光客等へ伝える展示・解説の整備と合わせて取組む、新しい商品等の開発又は既存商品の改良、販売促進 ※商品開発・改良・販売促進だけでは対象になりません。その場合は「ストーリーを活用したコンテンツ開発枠」をご活用ください	4/5	70万円
	ストーリーを活用したコンテンツ開発枠	日本遺産ストーリー等を活用した新しい商品等の開発又は商品の販売促進	2/3	10万円
	OTA等活用促進枠	日本遺産ストーリー等を活用した商品等を販売するためのOTA利用又はMEO対策	2/3	5万円
	周遊促進枠	自社以外のスノウリッチ＊スポットや文化観光拠点施設と連携して、市内周遊を促進するためのキャンペーンやイベントの開催	4/5	15万円
※事業の成果物には、①スノウリッチロゴマークと②十日町市博物館及びキョロロの施設紹介の2つを原則として掲載してください。(①②ともにテンプレート有)				
申請方法	下記の書類を十日町市文化観光課へ提出してください。 ・補助金交付申請書(様式第1号) ・事業実施計画書(別紙1-①、1-②、1-③、1-④のいずれか) ・補助対象事業の経費がわかる見積書(写し) ・最新の納税証明書(様式50号の2)			
注意事項	・交付申請額が予算に達した場合、新規申請受付を終了する場合があります。 ・他の公的な補助金の交付を受けている場合は、それぞれの補助金の対象経費が区別できていることを条件に、その金額を除いた額を当該補助金の対象とすることができます。 ※他の補助金では、複数の補助金併用を認めていない場合がありますのでご注意ください。 ・補助対象経費に消費税を含むことはできません。 ・同一事業者からの申請は、事業種目1つにつき1回に限ります。			

スノウリッチ＊スポットとは

十日町市の日本遺産ストーリーを通じて、当市の雪国文化を伝える、十日町市文化観光推進協議会が養成・認定する「スノウリッチ＊スマートガイド」が活動する施設。

令和8年度に実施予定のスノウリッチ＊スマートガイド養成講座に申し込むことで、補助金の補助率を上乘せして申請することが可能です。
※実績報告時に認定を受けていることが交付条件になります。



補助金要領・申請様式は
市ホームページから
ダウンロードできます

問合せ
提出先

十日町市 文化観光課 観光企画係
〒948-0079 新潟県十日町市旭町251番地17(十日町市総合観光案内所内)
☎025-757-3100

1. ストーリーを伝えるコンテンツ開発枠

報酬	・専門家の講師、指導等に対する謝金
旅費	・講師等の旅費、宿泊費
需用費	・体験コンテンツの試作に要する原材料等物品の購入費 ・広報物・展示物等の作成に係る経費 ・事業の実施に必要な物品等の購入費
役務費	・商品サンプル等の発送料金 ・新聞折り込み等広告宣伝費
委託料	・市場調査に係る業務委託 ・開発商品の成分検査、分析に係る業務委託 ・デザイン制作の業務委託 ・WEB媒体等の整備の業務委託 ・インフルエンサーやメディアを活用して行う情報発信の業務委託 ・多言語対応のための翻訳業務委託
工事請負費	・備品、設備等の導入に係る経費 ・解説パネル等を展示するスペースの改修
備品購入費	・既存の設備等の更新も可能 ※新商品の開発に必要な機能を追加する場合のみ ・Wi-Fi設備の導入(工事含む)も可能 ※単に観光客等の利便性向上のための整備は対象外。 ・VR体験等に係る機材の購入費

2. ストーリーを活用したコンテンツ開発枠

報酬	・専門家の講師、指導等に対する謝金
旅費	・講師等の旅費、宿泊費
需用費	・体験コンテンツの試作に要する原材料等物品の購入費 ・広報物・展示物等の作成に係る経費 ・事業の実施に必要な物品等の購入費
役務費	・商品サンプル等の発送料金 ・新聞折り込み等広告宣伝費
委託料	・市場調査に係る業務委託 ・開発商品の成分検査、分析に係る業務委託 ・デザイン制作の業務委託 ・WEB媒体等の整備の業務委託 ・インフルエンサーやメディアを活用して行う情報発信の業務委託 ・多言語対応のための翻訳業務委託

3. OTA等活用促進枠

需用費	・OTA利用に係る販売手数料
委託料	・MEO対策のための業務委託 ・多言語対応のための翻訳業務委託

4. 周遊促進枠

需用費	・広報物・展示物等の作成に係る経費 ・事業の実施に必要な物品等の購入費
委託料	・デザイン制作の業務委託 ・WEB媒体等の整備の業務委託 ・インフルエンサーやメディアを活用して行う情報発信の業務委託 ・多言語対応のための翻訳業務委託